

アクティブシニア[※]の 消費者トラブル



消費者庁イラストを加工

※趣味や仕事などに意欲的な高齢者。ここでは通信端末やインターネットを使い、積極的に消費活動をしている高齢者のこと。

【事例1. 出会い系サイト】

「2億円をあげる」と異性からメールが届いて、手続き費用を支払い続けたが、いつまでたっても受け取れない。



- 高額な金銭を支援する等のうまい話には注意しましょう。
- ネット上の見知らぬ相手を簡単に信用しないことが大切です。

【事例2. ネット通販の定期購入】

自動継続で届くサプリメントを解約したいが、解約の仕方が分からない。



- 注文する前はもちろん、解約時もサイトに記載されている利用規約等をよく読みましょう。
- 業者から届いたメールや納品書等は、必ず読んで保管しておきましょう。



消費者庁イラスト集より

【事例3. 国際ロマンス詐欺】

SNSで知り合った外国人(異性)から、「国内情勢が危険なため、一時的に荷物を預かってほしい」と頼まれた。



- 恋愛感情や親切心で承諾してしまうと、受け取るための手数料等を求められるトラブルに巻き込まれます。
- 面識のない人との約束は、安易にしないようにしましょう。



高齢者の相談でも、インターネットに関連する相談が多くみられます。
・トラブルの手口を知り、インターネットを上手に活用しましょう。
・トラブルになった場合は、直ぐに消費生活センターにご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

火～日曜日(月・祝休館)午前9時～午後5時

相談専用電話

023-647-2211

い や や
又は 消費者ホットライン 188